

控 訴 状

2022年6月30日

東京高等裁判所 民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士	平	裕	介
同	弁護士	出	口 か お り
同	弁護士	井	桁 大 介
同	弁護士	亀	石 倫 子
同	弁護士	三	宅 千 晶
同	弁護士	福	田 健 治



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

持続化給付金等支払請求控訴事件

訴訟物の価額 446万8000円

ちょう用印紙額 4万2000円

上記当事者間の東京地方裁判所令和2年（行ウ）第455号持続化給付金等支払請求事件について、2022年6月30日判決の言渡があり、同日判決正本を受領したが、全部不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

2 主位的請求1

(1) 被控訴人国は、控訴人に対し、金296万8000円及びこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人国は、控訴人に対し、金150万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 主位的請求2

(1) 被控訴人デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社は、控訴人に対し、金200万円およびこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人株式会社リクルートは、控訴人に対し、金96万8000円およびこれに対する令和2年10月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

4 主位的請求 1 (1) に対する一次的予備的請求

(1) 被控訴人国は、控訴人が令和 2 年 9 月 8 日付けでした持続化給付金の給付にかかる申請に対し、給付金額を金 2 0 0 万円と決定せよ。

(2) 被控訴人国は、控訴人が令和 2 年 9 月 8 日付けでした家賃支援給付金の給付にかかる申請に対し、給付金額を金 9 6 万 8 0 0 0 円と決定せよ。

5 主位的請求 1 (1) に対する二次的予備的請求

(1) 控訴人が令和 2 年 9 月 8 日付けでした持続化給付金の給付にかかる申請に基づき、控訴人が、被控訴人国との間において、別紙 1 の持続化給付金給付規程（中小法人等向け） 9 条 1 項に定める贈与契約上の地位を有することを確認する。

(2) 控訴人が令和 2 年 9 月 8 日付けでした家賃支援給付金の給付にかかる申請に基づき、控訴人が、被控訴人国との間において、別紙 2 の家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け） 1 0 条 1 項に定める贈与契約上の地位を有することを確認する。

6 主位的請求 1 (1) に対する三次的予備的請求

(1) 控訴人が令和 2 年 9 月 8 日付でした持続化給付金の給付にかかる申請について、控訴人が別紙 1 の持続化給付金給付規程（中小法人等向け） 8 条 1 項 3 号により不給付とされない地位にあることを確認する。

(2) 控訴人が令和 2 年 9 月 8 日付でした家賃支援金給付金の給付にかかる申請について、控訴人が別紙 2 の家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け） 9 条 1 項 3 号により不給付とされない地位にあることを確認する。

7 訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人らの負担とする。

との判決並びに第 2 項及び第 3 項につき仮執行宣言を求める。

第3 控訴の理由

おって、控訴理由書を提出する。

附属書類

1	控訴状副本	3通
2	訴訟委任状	1通
3	資格証明書	各1通